

国立大学法人京都大学教職員初任給調整手当支給細則（抜粋）

（平成16年4月1日 総長裁定）

（前略）

（教職員の範囲）

第2条 給与規程第13条第1項に規定する教職員は、次の各号に掲げる教職員とする。
ただし、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している教職員を除く。

(1) 医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許を有する者であって、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法に規定する臨床研修(第3条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第3条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に行われたものであり、次に掲げる部局等に所属する者

ア 大学院教育学研究科臨床教育学専攻心理臨床学講座

イ 大学院医学研究科

ウ 医学部附属病院

エ 大学院薬学研究科

オ 大学院人間・環境学研究科共生人間学専攻人間社会論講座及び認知・行動科学講座

カ 大学院生命科学研究科高次生命科学専攻高次生体統御学講座、認知情報学講座及び統合生命科学専攻遺伝機構学講座

キ 化学研究所生体機能化学研究系

ク 再生医科学研究所

ケ ウイルス研究所

コ 原子炉実験所原子力基礎工学研究部門放射線安全管理工学研究分野及び附属粒子線腫瘍学研究センター

サ 霊長類研究所行動神経研究部門

シ 東南アジア研究所人間生態相関研究部門

~~ス~~ iPS細胞研究所

~~ズ~~ 保健管理センター

~~セ~~ 放射性同位元素総合センター

~~ゼ~~ 放射線生物研究センター

ソ 環境安全保健機構（附属放射性同位元素総合センター又は附属健康科学センターを兼ねる者に限る。）

タ 物質－細胞統合システム拠点

(2) 経過期間内に新たに前号に掲げる部局等に所属することとなった教職員で医師法に規定する医師免許又は歯科医師法に規定する歯科医師免許を有する者

（中略）

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

期間の区分	支給額
1年未満	50,000円
1年以上2年未満	50,000円
2年以上3年未満	50,000円
3年以上4年未満	50,000円
4年以上5年未満	50,000円
5年以上6年未満	50,000円
6年以上7年未満	48,200円
7年以上8年未満	46,400円
8年以上9年未満	44,600円
9年以上10年未満	42,800円
10年以上11年未満	41,000円
11年以上12年未満	39,200円
12年以上13年未満	37,400円
13年以上14年未満	35,600円
14年以上15年未満	34,200円
15年以上16年未満	32,800円
16年以上17年未満	31,400円
17年以上18年未満	30,000円
18年以上19年未満	28,600円
19年以上20年未満	27,200円
20年以上21年未満	25,800円
21年以上22年未満	25,200円
22年以上23年未満	24,600円
23年以上24年未満	23,700円
24年以上25年未満	23,100円
25年以上26年未満	22,500円
26年以上27年未満	21,900円
27年以上28年未満	21,300円
28年以上29年未満	20,600円
29年以上30年未満	20,300円
30年以上31年未満	19,900円
31年以上32年未満	19,300円
32年以上33年未満	18,500円
33年以上34年未満	17,600円
34年以上35年未満	16,900円
備考	この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第2条各号の教職員となった日以後の期間を示す。